

田口保育園 重要事項説明書

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人田口福祉会
所在地	大川市大字三丸164-1
電話番号	0944-88-2321
代表者氏名	理事長 村上力

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	田口保育園
施設の所在地	大川市大字三丸164-1
連絡先	TEL 0944-88-2321 FAX 0944-88-2321
施設のHP	http://taguchihoikuen.com/
管理者	園長 村上力
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	満3歳以上の児童 51人 満1歳以上満3歳未満の児童 35人 満1歳未満の児童 14人
開設年月日	昭和63年12月16日
事業所番号	40212 01 000025

3 サービスの目的・運営方針

田口保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 児童虐待防止のための措置に関する事項

当園は、「児童虐待の防止等に関する法律」の通告義務に基づき、園児が児童虐待及びその疑いがある場合、速やかに福祉事務所・児童相談所等に通告

します。また職員による園児への虐待防止のため、講習を行うなど対策を講じています。

5 当園における施設・設備等の概要

(1)施設

敷地	敷地全体	2,627.98㎡
	園庭	707.44㎡
園舎	構造	RC造
	延べ面積	912.01㎡

(2)主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	別棟
保育室	6室	たんぽぽ組（0歳児クラス） ちゅーりっぷ組（満1歳児クラス） すみれ組（満2歳児クラス） ばら組（満3歳児クラス） きく組（満4歳児クラス） さくら組（満5歳児クラス）について各1室
遊戯室（ホール）	1室	
調理室	1室	敷地内

6 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1	1	0	
主任保育士	1	1	0	
保育士	16	14	2	
調理員	4	4	0	育休1名
事務員	1	1	0	
保育補助	1	0	1	

当園では、「大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例（平成26年大川市条例第26号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）

調理員	正規の勤務時間帯（８：３０～１８：００）
-----	----------------------

- ※ ローテーションにより各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（１２月２９日から１月４日）及び祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、７時から１８時までの範囲内で保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、１９時までの範囲内で時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に別途利用者負担が必要となります。）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、８時から１６時までの範囲内で保育を必要とする時間となります。（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。）

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、７時から８時および１６時から１９時までの範囲内で時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

9 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成２０年３月２８日厚労告１４１）を踏まえ以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記８に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 満５歳児、満４歳児クラスの特別な取組

- ・満４・５歳児クラスに隔週の体育教室
- ・満５歳児クラスに隔週の英会話教室と書道
- ・満４・５歳児クラスに音楽指導（１０月から２月）

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください

(4) その他

保育園に入園する必要はないが、どうしてもお子様をみる事ができない場合に一時的に保育園を利用できる制度を設けています。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	酒井小児科内科医院
医 院 長 名	酒 井 良
所 在 地	大川市榎津261-1
電 話 番 号	0944-87-2200

(2) 歯科

医療機関の名称	岡歯科
医 院 長 名	岡 孝治
所 在 地	大川市榎津159
電 話 番 号	0944-86-2322

1.3 緊急時の対応

お預かりしているお子さまに病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

また保護者全員へ早急なお知らせ（台風による休園等）する必要がある場合は、当園のLINEアカウントにてお知らせいたします。

以下のQRコード、またはIDにて「@545fwz11」を検索いただき、ご登録ください。



1.4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 主任保育士 ・苦情解決責任者 園長 ・ご利用時間 8:30～17:30 ・電話番号 0944-88-2321 F A X 0944-88-2321 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>
第三者委員	<p>住職・教誨師</p> <p>古賀 祐法 みやま市高田町大字今福42-2 0944-22-5809</p>
	<p>三潞保育園園長</p> <p>國友 恵海 久留米市三潞町田川351 0942-64-2572</p>
福岡県運営適正化委員会	<p>〒816-0804</p> <p>福岡県春日市原町3丁目1-7</p> <p>クローバープラザ 西棟6階</p> <p>電話番号 092-915-3511</p> <p>F A X 092-584-3790</p> <p>メ ー ル soudan@fuku-shakyo.jp</p>

15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 ・ガス漏れ報知機 ・非常用電源 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 ・誘導灯 ・非常警報装置
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

16 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

当園では安全指導をはじめ、子どもの成長、発達に合わせた遊びの配慮と工夫を念頭において保育を行っています。子どもは、その発達上の特性から事故を起こしやすいので、職員は日頃から細心の注意を払い事故防止に努めています。万一事故が起きてしまった場合は、事故時の応急対応・事故時の連絡・事故報告など職員全員が適切に対応できるようにしています。また、以下の保険に加入しており、可能な限りご家庭へ負担をかけないよう努めています。

保険の種類	園児団体傷害保険
保険の内容	熱中症補償、細菌性食中毒補償、地震補償
保険金額	入院1日 3,000円 通院1日 2,000円

17 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動 政治活動 営利活動	利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
投薬依頼書	<p>園でお子さまへ投薬が必要な場合は、「投薬依頼書」（園で配布またはHPから印刷できます）と、お薬を保育士に手渡してください。</p> <p>また、お薬が処方された日時がわかるものを一緒に持参ください。（古いお薬との混同を防ぐためです）</p> <p>※お子様の体調やお薬の状態により、投薬をお断りする場合がありますのでご了承ください</p>

別 表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容, 負担を求める理由 及び目的	金額
父母の会会費	年間行事の経費補助として	月額 600円
お別れ遠足バス代	付き添い者の負担金として (満5歳児の保護者全員)	実費
主食費	主食として(満3歳児以上)	月額 1,500円
副食費	主食として(満3歳児以上) ※ 副食費の免除については市に確認下さい	月額 4,500円
絵本代	教材として(満5歳児のみ)	月額 450円
器楽合奏発表会 DVD・BD代	2月に行われる器楽合奏発表 会記録媒体代として (満4・5歳児の保護者全員)	1枚 2,000円 (価格変動の可能性あり)
一時預かり費	一時預かりの保育費として (市内児童)	日額 1,000円
	一時預かりの保育費として (市外児童、3歳未満児)	日額 2,200円 半日給食有 1,300円 半日給食無 1,000円
	一時預かりの保育費として (市外児童、3歳以上児)	日額 1,800円 半日給食有 1,100円 半日給食無 800円

2 時間外保育に係る利用者負担

項目	内容, 負担を求める理由 及び目的	金額
時間外保育料	時間外保育利用代として	日額 100円

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

重要事項説明同意書

当園における保育の提供を開始するに当たり重要事項説明書に基づき説明を行いました。

保育園名 : 田口保育園

説明者職名 : 園長

氏名 村上 力

私は、本書面に基ついて田口保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け同意しました。

年 月 日

児童氏名 :

:

:

保護者氏名 :



個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校への円滑な移行，接続が図れるよう，卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること
- ・ 他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において，他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと
- ・ 緊急時において，病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと

- ・ 田口保育園のホームページに児童の園生活等の写真を掲載することについて

1. 承諾します。

2. 承諾しません。

田口保育園

園長

村上 力 様

年 月 日

児童氏名：

：

：

保護者氏名：

Ⓜ